

第5次鈴鹿市交通安全計画(素案)(令和8年度～令和12年度)の概要

第1章 計画の基本的な考え方

- ・趣旨：交通事故のない安全・安心な社会の実現をめざして、今後推進すべき施策を定める
- ・策定根拠：交通安全対策基本法第26条第1項
- ・策定主体：鈴鹿市交通安全対策会議
- ・計画期間：5年間(令和8年度～令和12年度)
- ・進行管理：PDCAサイクル(計画 ⇒ 実行 ⇒ 評価 ⇒ 改善)

第2章 交通事故死者数等の推移と現状

1 交通事故死者数等の推移

- ・死者数：2021(令和3)年には過去最少の4人
- ・重傷者数：過去10年間減少傾向にあり、2025(令和7)年には46人に減少

2 交通死亡事故の発生状況

- ・死者数に占める高齢者割合は半数を占める
- ・歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数は高齢者が8割を占める

第3章 本計画の目標

成果指標	令和7年実数値	目標値	備考
交通事故死者数	9人	4人以下	前目標値の1割減
交通事故重傷者数	46人	35人以下	
交通事故件数	5,880件	4,320件以下	
自転車及び特定小型 原動機付自転車	31件	24件以下	過去5年間の自転車等の人身 事故件数のうち最少件数

第4章 重点課項

1 交通事故による被害を減らすために重点的に取り組む課題

- (1) 高齢者の安全確保
交通事故死者数に占める高齢者の割合は5割を超え依然として高く、死亡事故の多くは道路横断中に発生している。
- (2) こどもの安全確保
通学路等における安全・安心な歩行空間の整備
交通ルールやマナーを身に付けるための交通安全教育を推進
適切なチャイルドシート使用の定着化
- (3) 歩行者の安全確保
自動車運転者に対する横断歩道に関する交通ルールや歩行者優先の原則等についての啓発
歩行者の交通ルールの遵守と自らの安全を守る行動を促す啓発の推進
- (4) 自転車利用者の安全確保
2026(令和8)年4月から自転車に対する交通反則通告制度(青切符)の適用の周知
自転車点検・整備及びヘルメット着用の重要性を周知・啓発
自転車保険への加入促進
- (5) 特定小型原動機付自転車等の安全対策の推進
基本的な交通ルールの周知徹底
交通安全教育等による安全意識の向上 など
- (6) 生活道路における安全確保
中央線などのない生活道路では2026(令和8)年9月から法定速度が30km/hへ引き下げられるため、道路交通環境の整備

適切な交通指導取締り等の実施
自動車の生活道路への流入抑制

(7) 外国人の交通安全対策の推進

外国人が自動車等を安全に運転できるよう、日本のルールやマナーについて、リーフレット等を活用した効果的な交通安全教育の推進

(8) 先進技術の活用推進

安全運転を支援するシステムの更なる普及、車間通信、自動運転の実用化等、先進技術の活用

(9) 地域が一体となった交通安全施策の推進

市民、自治会、地域づくり協議会、事業者等との協働で地域課題の解決に取り組む
地域の住民の交通安全への関心を高め、交通事故情報の提供

第5章 今後推進すべき施策

1 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備

(2) 交通安全施設整備の推進

(3) 高齢者等の移動手段の確保

(4) 自転車利用環境の保持

(5) 災害に備えた道路交通環境の整備

(6) 駐車対策の推進

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 交通安全教育の推進（幅広い世代に対する参加・体験・実践型の交通安全教室など）

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進（横断歩行者の安全確保など）

3 安全運転の確保

運転者教育や安全運転管理者による指導

運転免許証自主返納制度に関する周知

4 車両の安全性の確保

先進安全技術に関する広報啓発の推進

自転車定期点検整備の重要性に関する周知 など

5 道路交通秩序の維持

交通事故実態に即した交通指導取締り

自転車の交通反則通告制度について広報啓発の推進

6 救急救助活動の充実

救急医療機関と消防機関等の相互協力関係推進

救急救命士、救急隊員等による救急医療、応急処置等の実施体制強化 など

7 被害者支援の充実と推進

(1) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

(2) 自動車損害賠償保障制度に関する啓発 など

8 調査研究の充実

交通事故の分析を充実させ、交通事故要因の調査研究

